



## 令和6年度 教育委員会 第4回定例会 議案

1 日 時 令和6年6月5日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

<非>第1号議案 令和6年6月県議会定例会に提出する議案 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

<非>第5号議案

令和6年6月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和6年6月5日

静岡県教育委員会教育長

記

（条例案）

- 1 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（その他の議案）

- 2 県有財産の取得について（教育総合ネットワークシステム校務用コンピュータ）
- 3 損害賠償請求事件の和解について

( 条例案 )

## 1 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育総務課

応急防災等作業を支給対象業務に追加することに伴い、特殊勤務手当を新設するものである。

### ( 1 ) 改正の概要

応急防災等作業手当の新設

| 対象業務                        | 手当額                          |            | 加算措置                                    |
|-----------------------------|------------------------------|------------|---|
|                             | 通常時                          | 大規模災害      |   |
| 被災自治体に派遣されて行う連絡調整又は避難所運営の作業 | 日額 710 円                     | 日額 1,080 円 | 作業が深夜において行われた場合、100 分の 50 に相当する額を加算して支給 |
| 上記作業に相当すると人事委員会が認める作業       | 日額 1,080 円を超えない範囲で人事委員会が定める額 |            |   |

### ( 2 ) 施行期日

公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

(その他の議案)

2 県有財産の取得について（教育総合ネットワークシステム校務用コンピュータ）

教育DX推進課

学校のICT化を推進するために導入したコンピュータを更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）第3条の規定により、議決を求めるものである。

| 名 称                     | 財 産 の 概 要                                    | 取 得 予 定 価 格      |
|-------------------------|--|------------------|
| 教育総合ネットワークシステム校務用コンピュータ | ノート型パソコン(県立学校の教職員用)<br>8,219台<br>富士通社製 13.3型 | 円<br>886,008,200 |

### 3 損害賠償請求事件の和解について

経済産業部産業革新局エネルギー政策課  
教育委員会事務局教育施設課

#### (1) 要旨

県は、平成30年9月30日から10月1日にかけて本県に接近した台風第24号の影響で、静岡県立駿河総合高等学校屋上に設置した太陽光パネルが飛散し、校舎などに被害が発生した原因は、当該設備により発電事業を実施したE L Jソーラーコーポレーション株式会社の設計または施工の瑕疵によるものであるとして、令和2年12月23日、損害賠償を求める訴訟を静岡地方裁判所に提起し、以降、口頭弁論等を行ってきたところである。

今般、令和6年5月24日に静岡地方裁判所から和解勧告があったことから、これを受け入れ、当該事件における民事上の一切の解決を図るため、和解についての議決を求めるものである。

#### (2) 内容

県は、静岡県立駿河総合高等学校における太陽光パネル飛散事故による損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

|              |   |
|--------------|---|
| 和解の相手方の住所、氏名 | 愛知県名古屋市中東区姫若町3番地の2 K T Cビル5階<br>E L Jソーラーコーポレーション株式会社 代表取締役<br>新井 裕治  |
| 和解事項         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ E L Jソーラーコーポレーション株式会社は、和解金として、県に対し金16,000,000円の支払義務があることを認める。</li><li>・ 県は、E L Jソーラーコーポレーション株式会社が、本件事故について、ガラス交換、パネル撤去等の補修工事を行ったことを確認する。</li><li>・ 今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさいの請求を行わない。</li></ul> |
| 事件の概要        | 平成30年9月30日から10月1日にかけて発生した静岡県立駿河総合高等学校の太陽光パネル飛散事故において、県が被った損害金の支払いを求めたものである。   |

## 第4回定例会 報告事項

| 番号                | 項 目                 | Page |
|-------------------|---------------------|------|
| 配付<br>報告 1        | 令和5年度公務災害及び通勤災害の現況  | P1   |
| <非><br>配付<br>報告 2 | 令和6年6月県議会定例会に報告する案件 | 非    |

(件 名)

令和 5 年度 公務災害及び通勤災害の現況

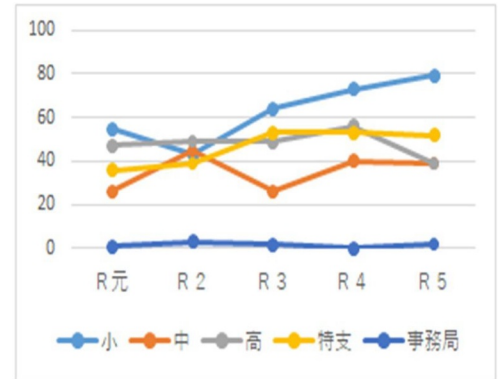
(教育厚生課)

1 公務災害の発生状況 ※ 政令市を除く

(1) 申請受理件数の推移

(単位:件数)

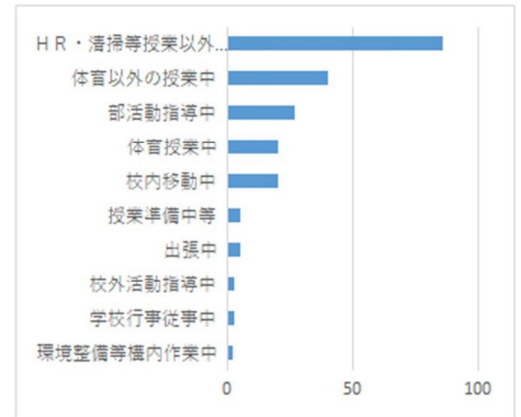
| 年度  | 小  | 中  | 高  | 特支 | 事務局 | 計   | 備考        |
|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----------|
| R元  | 55 | 26 | 47 | 36 | 1   | 165 | 内 公務外認定3件 |
| R 2 | 43 | 45 | 49 | 39 | 3   | 179 | 内 公務外認定2件 |
| R 3 | 64 | 26 | 49 | 53 | 2   | 194 | 内 公務外認定1件 |
| R 4 | 73 | 40 | 56 | 53 | 0   | 222 | 内 公務外認定6件 |
| R 5 | 79 | 39 | 39 | 52 | 2   | 211 | 内 公務外認定3件 |



(2) 発生原因別件数

(単位:件数)

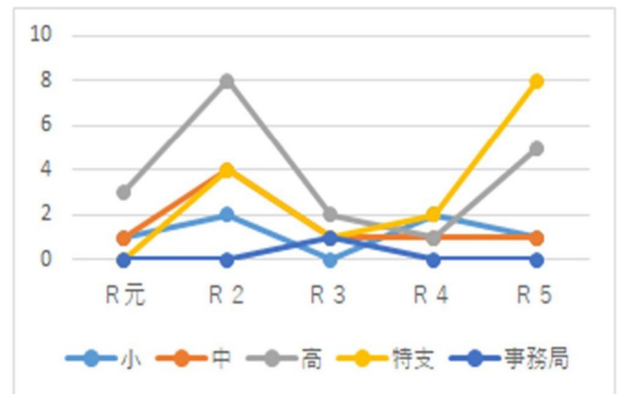
| 区分                 | 件  | 区分           | 件   |
|--------------------|----|--------------|-----|
| ① HR・清掃等授業以外の職務従事中 | 86 | ⑥ 授業準備中等     | 5   |
| ② 体育以外の授業中         | 40 | ⑥ 出張中        | 5   |
| ③ 部活動指導中           | 27 | ⑧ 校外活動指導中    | 3   |
| ④ 体育授業中            | 20 | ⑧ 学校行事従事中    | 3   |
| ④ 校内移動中            | 20 | ⑩ 環境整備等構内作業中 | 2   |
| 合 計                |    |              | 211 |



2 通勤災害の発生状況 ※ 政令市を除く

(単位:件数)

| 年度  | 小 | 中 | 高 | 特支 | 事務局 | 合計 |
|-----|---|---|---|----|-----|----|
| R元  | 1 | 1 | 3 | 0  | 0   | 5  |
| R 2 | 2 | 4 | 8 | 4  | 0   | 18 |
| R 3 | 0 | 1 | 2 | 1  | 1   | 5  |
| R 4 | 2 | 1 | 1 | 2  | 0   | 6  |
| R 5 | 1 | 1 | 5 | 8  | 0   | 15 |



3 対応

職場の安全衛生管理者研修等の機会を通じ、災害の発生状況に関する情報を各所属と共有することで、災害発生 of 未然防止に努める。また、福利しずおかを利用し、事例及び対策を職員全体に周知する。

令和 6 年 6 月県議会定例会に報告する案件

令和 6 年 6 月県議会定例会への教育委員会関係の報告案件は以下のとおり。

1 繰越明許費繰越計算書の報告について

財務課

(1) 要 旨

教育委員会関係の繰越事業は 3 事業で、繰越明許費 45 億 4,600 万円に対し、繰越額は 29 億 9,606 万 8 千円である。

(2) 繰越額等

(単位：千円)

| 款項                           | 事業名       | 事業内容     | 繰越明許費   | 繰越額     | 理由   | 完了予定年月 |
|------------------------------|-----------|----------|---------|---------|--|--------|
| 11 款<br>教育費<br>2 項<br>教育委員会費 | 教育<br>管理費 | 教職員住宅整備費 | 43,000  | 0       | 教職員住宅解体工事において、地下障害物の撤去が想定より早く完了したこと、解体工事後の工損調査の申し出がなかったことによる                             | R6.3   |
|                              |           | 県立学校等修繕費 | 270,000 | 194,074 | 修繕・更新工事において、材料(ケーブル等)の納入遅延に伴い、着手に不測の日数を要したこと、現地調査(有害物質調査等)や工法の選択、関係機関との調整に不足の日数を要したことによる | R7.3   |



| 款項                               | 事業名       | 事業内容             | 繰越<br>明許費 | 繰越額       | 理由  | 完了<br>予定<br>年月 |
|----------------------------------|-----------|------------------|-----------|-----------|---|----------------|
| 11 款<br>教育費<br>2 項<br>教育委<br>員会費 | 教育<br>管理費 | 県立学校等施設<br>整備事業費 | 93,000    | 91,256    | 中東遠・浜松地区新特別支援学校について、設計における新校舎配置検討に不測の日数を要したこと、静岡地区新特別支援学校について、設計における関係機関との調整に不測の日数を要したことによる   | R6.10          |
|                                  |           | 県立学校等長寿<br>命化事業費 | 3,885,000 | 2,484,200 | 沼津工業高等学校、磐田南高等学校、清水西高等学校、静岡東高等学校、沼津東高等学校については、関係機関との調整に不測の日数を要したこと、沼津商業高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、焼津中央高等学校については地中障害物の撤去等に不測の日数を要したこと、清水東高等学校、藤枝東高等学校、島田高等学校、浜松南高等学校については材料等の納期遅延により工事進捗が遅れたこと、静岡北特別支援学校については、設計における建物配置の決定に不測の日数を要したことによる | R7.2           |

| 款項  | 事業名               | 事業内容                     | 繰越<br>明許費 | 繰越額       | 理由   | 完了<br>予定<br>年月 |
|---|-------------------|--------------------------|-----------|-----------|--|----------------|
| 11 款<br>教育費<br><br>7 項<br>特別<br>支援<br>学校費 | 特別支援<br>学校管理<br>費 | 特別支援学校管<br>理運営費          | 4,000     | 3,900     | 国の補正予算に伴い<br>県の2月補正予算に<br>計上した事業であり、<br>年度内の事業完了が<br>困難なことによる  | R7.3           |
| 11 款教<br>育費<br><br>8 項<br>学校<br>教育費       | 高校<br>教育費         | 国際バカロレア<br>教育導入推進事<br>業費 | 13,000    | 0         | 設計業務委託の進捗<br>により建物配置が想<br>定よりも早く決定さ<br>れたことによる   | R6.3           |
|   |                   | 演劇教育導入推<br>進事業費          | 38,000    | 22,793    | 発注に際して専門メ<br>ーカーにヒアリング<br>を行ったところ、電気<br>ケーブル及び舞台装<br>置について、納期遅延<br>により工事進捗が遅<br>れる見込みであるこ<br>とが判明したことによ<br>る | R6.10          |
|   |                   | D X ハイスクー<br>ル推進事業費      | 200,000   | 199,845   | 国の補正予算に伴い<br>県の12月補正予算に<br>計上した事業であり、<br>年度内の事業完了が<br>困難なことによる   | R7.3           |
| 計   |                   |                          | 4,546,000 | 2,996,068 |  |                |

## 2 専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

教育総務課

### (1) 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 31 日次のとおり専決処分したので報告する。

### (2) 内 容

県は、交通事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償し、和解する。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 賠償金額            | 432,662円  |
| 賠償・和解の相手方の住所、氏名 | 静岡市清水区七ツ新屋 578 番地の 1 鈴木 あけみ   |
| 和解事項            | 今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさいの請求を行わない。  |
| 事件の概要           | 令和 5 年 7 月 13 日、県有車両が、焼津市小川 3591 番地の 1 地先路上において、鈴木あけみ運転の車両に衝突し、損害を与えたものである。 |

### 3 専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

教育総務課

#### (1) 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 31 日次のとおり専決処分したので報告する。

#### (2) 内 容

県は、交通事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償し、和解する。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 賠償金額            | 165,204円  |
| 賠償・和解の相手方の住所、氏名 | 浜松市中央区入野町 10803 番地の 8 大谷 弘子   |
| 和解事項            | 今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさいの請求を行わない。  |
| 事件の概要           | 令和 5 年 11 月 13 日、県有車両が、浜松市中央区入野町 9784 番地の 1 において、大谷弘子運転の車両に衝突し、損害を与えたものである。 |

#### 4 専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

教育総務課

##### (1) 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 31 日次のとおり専決処分したので報告する。

##### (2) 内 容

県は、交通事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償し、和解する。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 賠償金額            | 207,746円  |
| 賠償・和解の相手方の住所、氏名 | 島田市道悦一丁目2番8の4号 野越 啓介<br>同 所 野越 春菜                                   |
| 和解事項            | 今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさいの請求を行わない。                                |
| 事件の概要           | 令和5年11月24日、県有車両が、島田市本通三丁目3番18において、駐車中の車両（所有者 野越啓介）に接触し、損害を与えたものである。 |